

改 正 後		改 正 前	
<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>		<p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>	
事 項	基 準	事 項	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
栽培場における栽培管理	<p>1 きのご類にあつては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 加工食品（<u>有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条</u>に規定する生産の方法についての基準に従つて生産されたものに限る。）</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	栽培場における栽培管理	<p>1 きのご類にあつては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 加工食品（<u>有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条</u>に規定する生産の方法についての基準に従つて生産されたものに限る。）</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
（略）	（略）	（略）	（略）